

# 博士学位論文審査要旨

2010年7月14日

論文題目： 日本古代親子意識の研究

学位申請者： 岩田真由子

審査委員：

主査： 文学研究科 教授 竹居 明男

副査： 同志社大学 名誉教授 武藤 直

副査： 元名古屋文理大学 教授 栗原 弘

要旨：

本論文は、日本古代家族史の研究が、従来、女性史研究の視点や家父長制家族の成立をめぐる論点を中心とし、また家族の実態についても所有や経営などの経済的・物質的側面に偏っていた状況に対して、家族の精神的側面に着目し、具体的には親子意識の表出形態とその諸特質、さらには、その変質の過程を明らかにしようとしたものである。

まず冒頭の序章において、前述したような家族史研究の現状と課題を論述して、論者の問題意識を明確にした後、親の生前・没後における親子関係を扱う第一部と、天皇家の親子関係を扱う第二部に大別された本論に入る。

第一部の第一章では、『今昔物語集』や往生伝の説話、また平安時代の譲状や解文などを素材に、年老いた親の扶養の実態を分析し、古代～中世前期には、家族内の特定成員への固定的義務化は見られないことを指摘した。つづく第二章では、やはり譲状を素材に、財産相続との関わりから追善における親子意識を考察し、本来は親に対する子の個人的心情に基づく行動である追善が、11世紀末以降は、親の意向によって追善供養が長期化し、財産相続と引き換えに、子の「現実的義務」に次第に変化してきた状況を指摘し、その背景には浄土教の普及に基づく時間観念の変化があるとしている。さらに第三章では、鎌倉～南北朝時代の譲状に現れる「死敵敵対」・「父子敵対」の文言を分析して、前者が、土地の本源的所有者を天皇とする観念の解体を背景として出現したと論じ、当該期の権利意識の変化や親子意識の一面を明らかにした。

次に第二部では、まず第四章で、元服儀の整備や複雑化の実態を通して、9世紀前半における天皇家の親子意識を分析し、嵯峨上皇による天皇と上皇との擬制的父子関係の設定が、仁明天皇朝に、血縁に基づく結集原理と直系継承を志向する集団へと天皇家を転成させる契機となったことを明らかにした。つづく第五章でも、10世紀前半における宇多上皇と醍醐天皇との特殊な父子関係が現実的な親子関係を王権の表舞台に持ち込んだことを明らかにし、さらに第六章では、子息の元服の場で発現される母後の権威や権力のあり方の相違にも着目している。そして終章では、以上の所論を総括した上で、本論文で指摘した親子意識の変質こそが、逆に「家」成立の契機となっていることを強調する。

第一部の第三章と第二部の第六章とが、論者の主張する結論の方向性の中ではやや遊離しており、また浄土教の受容と影響の問題や、貴族階層の検討など、今後なお精査を要する課題も少なくないが、日本の古代から中世にかけての親子意識の実態とその変遷を実証的に明らかにし、かつまた「家」の多様な側面のうち、親子関係ないし親子意識の重要性を提起して、古代の家族史研究に大きく貢献した。よって本論文は、博士（文化史学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると

認められる。

## 総合試験結果の要旨

2010年7月14日

論文題目： 日本古代親子意識の研究

学位申請者： 岩田真由子

審査委員：

主査： 文学研究科 教授 竹居 明男

副査： 同志社大学 名誉教授 武藤 直

副査： 元名古屋文理大学 教授 栗原 弘

要旨：

上記の審査委員3名は、学位申請者に対して、2010年7月6日午後2時から約3時間にわたって総合試験を行なった。まず口頭試問では、提出論文への詳細で多岐にわたる質問が行なわれたが、いずれに対しても的確かつ明快な応答が得られ、申請者は日本古代・中世の家族史だけではなく、広く社会史・文化史についても広範な知識を有していることが立証された。また引き続き行なわれた語学試験（英語）においても十分な語学力を備えていることが確認された。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

# 博士學位論文要旨

論文題目： 日本古代親子意識の研究

氏名： 岩田 真由子

要旨：

本論文の目的は、日本古代における親子意識の表出形態とその諸特質を浮かびあがらせ、それらの変化の過程を明らかにすることを通して、それが逆に当該期の社会のあり方にどのような影響を与えたのかを考察することである。

従来の家族史の研究は、女性史の研究と重なり発展した部分が多いため、古代史においては家父長制家族がいつ成立したのかがその関心の中心になってきた。そのため、その視点からはずれることが見落とされてしまう危険性がある。また、家族の実態を明らかにするという目的で、所有や経営など経済的な点に着目し研究が行なわれ、婚姻や居住形態に関しても同様の視点から考察されてきた。家族に関する基礎的事実を解明することは、家族の実態を知るために不可欠のものである。しかし、その手法が戦後のマルクス主義歴史学の影響によるものであり、その枠組みの中で議論されてきた感がある。近年では直接的な影響は薄らいでいる感はあるが、先行研究が制度や所有などの方面で積み重ねられてきただけに、まだまだ手薄な部分も多い。即ち家族の物質的側面ではなく、精神的側面である。しかし、まだ親子意識や家族意識に関する分野の研究ははじまったばかりである。親子・家族関係や「家」を規定しているのは、経営や所有などの側面だけではないはずである。今後は、親子・家族の本質を規定する親子間の意識について、解明する必要がある。

本論文では以上のような問題意識のもと、第一部と第二部の二部構成で研究を進め、日本古代の親子意識の変質過程について、親の生前没後をめぐる親子関係と天皇家の親子関係という異なる二つの視点から考察を行った。第一部では、親の生前没後の孝養、即ち「親の扶養」と「追善供養」、さらに「死骸敵対」の観念を取り上げ、そこに現われる親子意識を抽出した。また第二部では、九世紀・十世紀の天皇と父太上天皇との父子関係、十世紀後半から院政期の天皇と母后との母子関係を検討し、天皇家の親子意識について分析を加えた。

第一部第一章では、古代では老いた親の扶養を子供達のうち誰が行なっていたのか、その具体的様相を『今昔物語集』や『平安遺文』に収められた譲状や解文を用いて明らかにした。その結果、平安時代の後期には親の扶養は、男子による扶養が多いのも事実であるが、家族の状況に応じて男女を問わず担える子が現実的に扶養していたことが判明した。別居の親に対しては、庶民層では共同で扶養を行なっている姿も見られた。日本の古代・中世前期には後世のように、嫡子や長男が行なうという社会慣行は存在しておらず、子供達は、男女や出生順などを問わず、等しく親に老後の世話などの孝養を尽くす義務を負うものと認識され、当人達もそれを実行していた。このような社会慣行下で、親にとって子たちは出生の順により区別されない存在として認識されていたのである。

第二章では、『平安遺文』に収められた譲状を主要な素材として、財産相続との関わりから古代日本における追善の場における親子意識の変化を考察した。その結果、親に対する追善は、あくまでも子が自分の生きている間にその個人的心情に基づいて行なったものにすぎなかったが、九世紀になると、自己の追善を望み、長期的な追善を確実にする目的で積極的に財産を託そうとする行動が、僧尼の世界から起こり、十一世紀末から十二世紀にはそれが世俗社会にまで広がることを判明した。親が強く追善を望むようになった場合、これまで子の親に対する心情により行なわれていた追善は、遺産の相続との交換関係に置かれ、遺産相続人たる子が「現実的な義務」として負うことになってくる。こうした状況は、「家」の成立を前提に現れる現象なのではなく、

もっと個人的な宗教意識が逆に遺産相続のあり方を規定していたことを示している。浄土教に触発され、十一世紀末から十二世紀に変化した人々の時間観念は、親子意識を確実に変化させるとともに、逆に日本的な「家」観念の成立の基礎となったのである。

第三章では、鎌倉時代から南北朝時代の譲状などに現れる「死骸敵対」・「父子敵対」の文言を取り上げ、なぜこのような観念が現れるに至ったかをたどることにより、古代から中世にかけての権利意識の変化と当時の親子意識の一側面とを明らかにすることを試みた。その結果、「死骸敵対」の発生は教令違反を意味する「父子敵対」と異なる起源を有するものであり、律令制段階の天皇の本源的土地所有権の観念の解体から発生した観念であると結論づけた。悔返権により、亡くなった親に本来的所有権が残る社会において、『御成敗式目』第四条の制定を機に人々の権利意識が明確化し、権利主張の言説として訴訟の際に利用される、死骸（死者）にも所有権があるという新たな「死骸敵対」という観念が生み出されたことを明らかにした。

第二部第四章では、元服儀を素材に、九世紀前半の天皇家の親子意識の変質過程を明らかにし、それが王権にどのような変質をもたらすのかを考察した。その結果、九世紀前半の嵯峨太上天皇による天皇と太上天皇との擬制的父子関係の設定が、仁明朝に天皇家を血縁に基づく結集原理と直系継承を志向する集団へと転成させる契機となったことを明らかにした。

第五章では、十世紀前半の宇多太上天皇と醍醐天皇との間の特殊な父子関係に注目し、それが九世紀に形成された天皇家の親子観念にどのような変容を与え、新たな規範となってそれ以降の王権にいかなる影響をもたらしたのかを考察した。そして、十世紀前半の宇多太上天皇と醍醐天皇との特殊な父子関係が現実的な親子関係を王権の表舞台に持ち込み、天皇の親が国政に関与する契機となったこと、十世紀末以後の母后が天皇元服儀での給禄を行なうようになり、母后の権威を高めることを明らかにした。

第六章では、十世紀半ばから十二世紀にかけての元服儀を素材に、制度化されない形で行使される母后の権力の発現のあり方を捉えることを目指した。その結果、子息の元服儀で発現される母后の権威や権力も時代により異なるものであったことが判明した。

第一部・第二部において、異なる素材と異なる視点から古代における親子意識の変質について考察を行なったが、これらの考察結果から指摘できることは、親子意識の変質が実は逆に「家」を成立させる契機となっているということである。

そして、もっと大きな視点で見ると、実は親子意識に留まらない人々の意識がこれらの変化をもたらしていると言える。追善の場合は個人の宗教意識がそうであり、嵯峨太上天皇の場合は、長岡・平安遷都によって、ヤマト朝廷確立以来の基盤であった奈良盆地という、いわば天皇家にとっての共同体と決別することにより、自らの皇位の正当性を血縁原理に見出す意識を有していたことが、変化をもたらしたのである。第一部第三章で取り上げた死骸敵対の考察にもそれが表れている。一旦意識化された土地への権利意識が、権利意識の萌芽である「職」の観念や「死骸敵対」という権利主張の言説が発生する基盤を成しており、逆に「家」の成立の契機をなしていると考えられるからである。

このように古代日本では、中国の父子同気のような観念は存在しないが、宗教的時間観念の変化や権利意識の変化、擬制的父子関係の設定、天皇家への現実的親子関係の流入等、その時々々の要因で生じる親子の精神的関係が親子関係を現実的に規定し、「家」の意識を基礎づけているのである。社会の枠組みが親子観念を変えるのではなく、精神が社会の形を変えていたという面もはっきりと確認できる。